

別表


グリーン購入基準（平成 30 年 4 月 1 日）

1. 定義


この別表において、「判断の基準」、「配慮事項」は下記のとおりとする。

「判断の基準」:	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第 6 条第 2 項第 2 号に規定する特定調達物品等であるための基準
「配慮事項」:	特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

1 用紙

特定調達品目		購入基準（仕様）
コピー用紙		<p>【判断基準】</p> <p>①環境省の定める環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の総合評価値が 80 以上であること。</p> <p>②バージンパルプ原料の使用に関しては、FSC マーク（森林管理協議会）、間伐材マーク、PEFC マーク等がついていること。</p>  <p>③製品に総合評価値及びその内訳が記載されていること。記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 包装は可能な限り軽易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。 • 古紙パルプの配合率が可能な限り高いものであること。
フォーム用紙		<p>【判断基準】</p> <p>①古紙パルプ配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下であること。</p> <p>②バージンパルプ原料の使用に関しては、合法性の証明書を納品時に提出すること。</p> <p>③塗工されているものについては、塗工量が両面で 12 g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 包装は可能な限り軽易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。
印刷用紙	塗工されていない印刷用紙	<p>【判断基準】</p> <p>①基本方針の総合評価値が 80 以上であること。</p> <p>②バージンパルプ原料の使用に関しては、合法性の証明書を納品時に提出すること。</p> <p>③製品に総合評価値及びその内訳が記載されていること。記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>④再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 包装は可能な限り軽易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。 • 古紙パルプの配合率が可能な限り高いものであること。
	塗工されている印刷用紙	

2 衛生用紙

特定調達品目	購入基準（仕様）
トイレtpペーパー ティッシュペーパー	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 古紙パルプ配合率 100%であること。 【参考になるマーク】 <div style="text-align: center;">  <p>古紙配合100%</p> </div> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

3 印刷物

特定調達品目	購入基準（仕様）
報告書類、ポスター、 チラシ、パンフレット 等	<p>【判断の基準】</p> <p><共通事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 印刷・情報用紙に係る判断の基準（「紙類」参照。）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。 印刷物へリサイクル適性を表示すること。 印刷の各工程において、表2に示された環境配慮のための措置が講じられていること。 <p><個別事項></p> <ol style="list-style-type: none"> オフセット印刷 <ol style="list-style-type: none"> 植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。 インキの化学安全性が確認されていること。 デジタル印刷 <ol style="list-style-type: none"> 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。 <p>【配慮事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

4 文具類

特定調達品目	購入基準（仕様）
【文具類共通】	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 <p>①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。</p> <p>②早魃材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 紙の原料は古紙パルプを使用していること。</p> <p>イ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>③包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>注）文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準（※印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（※印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみを上記の判断の基準を適用する。</p>
〔筆記具〕	
シャープペンシル	【文具類共通】 のとおり（残芯が可能な限り少ないこと）
シャープペンシル替芯	【文具類共通】 のとおり（ケース）
ボールペン	【文具類共通】 かつ芯の交換が可能なこと。
マーキングペン	<p>【文具類共通】 のとおり</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消耗品が交換又は補充できること。
鉛筆	【文具類共通】 のとおり
〔テープ類〕	
セロハンテープ	【文具類共通】 のとおり（再生紙を使用（巻き芯））
布粘着テープ	<ul style="list-style-type: none"> テープ基材（ラミネート層を除く。）については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
両面粘着紙テープ	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> テープ基材については古紙パルプ配合率 40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
〔紙製品〕	
ノート	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされ

	<p>たものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塗工されているものにあつては、塗工量が両面で 30g/m²以下であること又は塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を満たすこと。 ・塗工されていないものにあつては、白色度が 70%程度以下であること
付箋紙	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料が古紙パルプ配合率 70%以上であること（粘着部分を除く。）。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
タックラベル	
インデックス	
事務用封筒	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙パルプ配合率 40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
事務用封筒（窓付き）	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。（窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。） ・窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
ファイル フラットファイル ボックスファイル クリアーファイル クリアーホルダー Z式ファイル	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②クリアホルダーにあつては、上記①の要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。

その他]	
ペーパーファスナー	【文具類共通】のとおり
つづりひも	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「」次のいずれかの要件を満たすこと。 <p>①主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>②主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 35%以上使用されていること。</p> <p>③上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
のり（液状、スティック）	<p>【文具類共通】のとおり（再生材（容器部分）を使用）</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状については、内容物が補充できること。
はさみ	<p>【文具類共通】のとおり（再生材（ハンドル部分）を使用）</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
定規	【文具類共通】のとおり（再生材を使用）
連射クリップ	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
修正液	【文具類共通】のとおり（再生材（容器部分）を使用）
修正テープ	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
スタンプ台、朱肉	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。（インク又は液が補充できること）
消しゴム	【文具類共通】のとおり（巻紙又はケース）
ステープラー（汎用型）	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること（機構部分を除く。）。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
ステープラー（汎用型以外）	【文具類共通】のとおり（再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。）。
額縁	【文具類共通】のとおり
その他事務用物品	その他の事務用品については、♻️マーク付きの物品を購入する。

5 衣料品等

特定調達品目	購入基準（仕様）
<p>制服</p> <p>作業服</p>	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 <p>①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 梱包は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
<p>カーペット</p>	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 梱包は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
<p>カーテン</p> <p>布製ブラインド</p>	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 <p>①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
<p>作業用手袋</p>	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの要件を満たすこと。 <p>①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。</p> <p>②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。</p> <p>③植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

6 家電製品

特定調達品目	購入基準（仕様）
電気冷蔵庫等	<p>【判断基準】</p> <p>①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/86を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</p> <p>②電気冷凍庫にあつては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/90を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</p> <p>③冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>④梱包は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
テレビ	<p>【判断基準】</p> <p>①液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）又はプラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機（以下「プラズマテレビ」という。）にあつては、エネルギー消費効率が基本方針の表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/198を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</p> <p>②リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。</p> <p>③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③梱包は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

エアコン	<p>【判断の基準】</p> <p>①家庭用品品質表示法施行令別表第3号(七)のエアコンディショナーであって、直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、エネルギー消費効率が基本方針の表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</p> <p>②上記①以外の家庭用のエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が基本方針の表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</p> <p>③業務の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が基本方針の表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</p> <p>④冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>⑤特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③梱包は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	--

7 OA機器

特定調達品目	購入基準(仕様)
コピー機、プリンター、ファクシミリ、スキャナー	<p>【判断基準】</p> <p>①国際エネルギースタートプログラムの基準に適合していること。</p> <p>②鉛、水銀、カドミウム、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニエーテルは、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①電池には、カドミウム化合物、鉛化合物、水銀化合物が含まれないこと。</p> <p>②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。</p> <p>③再使用部品や再生プラスチック材が多く使われていること。</p> <p>④部品に希少金属類を含む場合には、再使用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>⑤梱包は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑥紙の使用量を削減できる機能が付いていること。</p>
デジタル印刷機	<p>【判断の基準】</p> <p>①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。</p> <p>②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>②インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。</p>

	<p>④分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>⑤一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑥低電力モード（一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。）及びオートシャットオフモード（一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。）への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。</p> <p>⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
電子計算機	<p>【判断基準】</p> <p>①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア サーバ型電子計算機にあつては、エネルギー消費効率が基本方針の表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 イ クライアント型電子計算機にあつては、エネルギー消費効率が基本方針の表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>②特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイトで容易に確認できること。</p> <p>③一般行政事務用ノートパソコンの場合にあつては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②一般行政事務用ノートパソコンにあつては、二次電池（バッテリー）の駆動時間が必要以上に長くないこと。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。</p> <p>④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。</p> <p>⑥梱包は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

8 自動車

特定調達品目	購入基準（仕様）
自動車	<p>【判断の基準】</p> <p>・新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であつて、次に掲げる自動車であること。</p> <p>①電気自動車 ②天然ガス自動車 ③ハイブリッド自動車 ④プラグインハイブリッド自動車 ⑤燃料電池自動車 ⑥水素自動車 ⑦クリーンディーゼル自動車（乗車定員 10 人以下の乗用の用に供する自動車（以下「乗用車」という。）に限る。以下同じ。） ⑧乗用車・小型バス ア. ガソリン自動車</p>

	<p>乗用車にあつては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用の用に供する自動車（以下「小型バス」という。）にあつては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表3に示された区分の燃費基準値を満たす自動車</p> <p>イ. ディーゼル自動車 小型バスにあつては、表3に示された区分の燃費基準値を満たす自動車</p> <p>⑨小型貨物車</p> <p>ア. ガソリン自動車 車両総重量3.5t以下の貨物自動車（以下「小型貨物車」という。）にあつては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>イ. ディーゼル自動車 小型貨物車にあつては、表5に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>⑩重量車</p> <p>ア. 乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車にあつては、表6に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>イ. 車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。以下「トラック等」という。）にあつては、表7に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>ウ. 車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。以下「トラクタ」という。）にあつては、表8に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>⑪LPガス自動車</p> <p>ア. 乗用車にあつては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>イ. 小型貨物車（車両総重量2.5t以下のものに限る。）にあつては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表9に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。</p> <p>②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③再生材が可能な限り使用されていること。</p> <p>④植物を原料とするプラスチック又は合成繊維であつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤エコドライブ支援機能を搭載していること。</p>
--	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則（昭和26年8月16日運輸省令第74号）第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。
- 2 ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車については、当該自動車の燃料種及び車種に対応する表の区分ごとの燃費基準値を満たさない場合は、本項の判断の基準に適合しないものとする。
- 3 「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。
- 4 配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 6 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員

会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮）の金属をいう。

- 7 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 8 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。
- 9 一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員 10 人以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）にあつては、バイオエタノール混合ガソリン（E3、E10 及び ETBE）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
- 10 軽油を燃料として利用する自動車にあつては、バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

表1 ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	JC08モード	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t以下） 軽量貨物車	JC08モード	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t超） 中量貨物車	JC08モード	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下
	WLTCモード	2.55g/km以下	0.075g/km以下	0.035g/km以下
軽貨物車	JC08モード	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	4.02g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下

備考) 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。

2 「軽量貨物車」とは、車両総重量 1.7t 以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

3 「中量貨物車」とは、車両総重量 1.7t 超 3.5t 以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

4 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。

5 排出ガスの測定モードに即し JC08 モード又は WLTC モードのいずれかを満たすこと。

表2 ガソリン乗用車又はディーゼル乗用車に係るJC08モード燃費基準

区分	燃費基準値		
	ガソリン	ディーゼル	LPガス
車両重量が 741kg未満	24.6km/L以上	27.1km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	24.5km/L以上	27.0km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	23.7km/L以上	26.1km/L以上	18.5km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上	25.8km/L以上	18.3km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上	17.1km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L以上	22.4km/L以上	15.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	19.0km/L以上	20.9km/L以上	14.9km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	17.6km/L以上	19.4km/L以上	13.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	16.5km/L以上	18.2km/L以上	12.9km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	15.4km/L以上	17.0km/L以上	12.1km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	14.4km/L以上	15.9km/L以上	11.3km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	13.5km/L以上	14.9km/L以上	10.6km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	12.7km/L以上	14.0km/L以上	10.0km/L以上

車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	11.9km/L以上	13.1km/L以上	9.3km/L以上
車両重量が2,271kg以上	10.6km/L以上	11.7km/L以上	8.3km/L以上

備考) 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

表3 小型バス(車両総重量3.5t以下)に係るJC08モード燃費基準

区 分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km/L以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km/L以上

表4 ガソリン小型貨物車に係る JC08 モード燃費基準

区分				燃費基準値	
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造		
軽貨物車	手動式	741kg 未満	構造 A	23.2km/L 以上	
		741kg 以上		20.3km/L 以上	
	手動式以外のもの	741kg 未満		20.9km/L 以上	
		741kg 以上 856kg 未満		19.6km/L 以上	
	手動式	856kg 以上		構造 B	18.9km/L 以上
		741kg 未満			18.2km/L 以上
		741kg 以上 856kg 未満	18.0km/L 以上		
		856kg 以上 971kg 未満	17.2km/L 以上		
	手動式以外のもの	971kg 以上	構造 B	16.4km/L 以上	
		741kg 未満		16.4km/L 以上	
		741kg 以上 856kg 未満		16.0km/L 以上	
		856kg 以上 971kg 未満		15.4km/L 以上	
軽量貨物車	手動式	971kg 以上	構造 B	14.7km/L 以上	
		1,081kg 未満		18.5km/L 以上	
	手動式以外のもの	1,081kg 以上		構造 B	17.1km/L 以上
		1,081kg 未満			17.4km/L 以上
中量貨物車	手動式	1,081kg 以上 1,196kg 未満	構造 A	15.8km/L 以上	
		1,196kg 以上		14.7km/L 以上	
	手動式以外のもの	1,311kg 未満	構造 A	14.2km/L 以上	
		1,311kg 以上		13.3km/L 以上	
	手動式	1,311kg 未満	構造 B	12.7km/L 以上	
				1,311kg 以上 1,421kg 未満	11.9km/L 以上
		1,421kg 以上 1,531kg 未満		構造 B1	11.2km/L 以上
				構造 B2	10.6km/L 以上
構造 B1	10.2km/L 以上				
	構造 B2	10.3km/L 以上			
構造 B2	9.9km/L 以上				

		1,531kg 以上 1,651kg 未満	構造 B1	10.0km/L 以上	
			構造 B2	9.7km/L 以上	
		1,651kg 以上 1,761kg 未満	構造 B1	9.8km/L 以上	
			構造 B2	9.3km/L 以上	
		1,761kg 以上	構造 B1	9.7km/L 以上	
			構造 B2	8.9km/L 以上	
	手動式以外のもの	1,311kg 未満		構造 B1	10.9km/L 以上
				構造 B2	10.5km/L 以上
		1,311kg 以上 1,421kg 未満		構造 B1	9.8km/L 以上
				構造 B2	9.7km/L 以上
		1,421kg 以上 1,531kg 未満		構造 B1	9.6km/L 以上
				構造 B2	8.9km/L 以上
		1,531kg 以上 1,651kg 未満		構造 B1	9.4km/L 以上
				構造 B2	8.6km/L 以上
		1,651kg 以上		構造 B2	7.9km/L 以上
1,651kg 以上 1,761kg 未満	1,761kg 以上 1,871kg 未満	1,871kg 以上	構造 B1	9.1km/L 以上	
				8.8km/L 以上	
				8.5km/L 以上	

- 備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。
 ア 最大積載量を車両総重量で除した値が 0.3 以下となるものであること。
 イ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 ウ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。
 2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。以下同じ。
 3 「構造 B1」とは、構造 B のうち備考 1 イに掲げる要件に該当する構造をいう。以下同じ。
 4 「構造 B2」とは、構造 B のうち構造 B1 以外の構造をいう。以下同じ。以下同じ。

表5 ディーゼル小型貨物車に係る JC08 モード燃費基準

区 分				燃費基準値	
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造		
軽貨物車	手 動 式	741kg未満	構造A	25.5km/L以上	
		741kg以上		22.3km/L以上	
	手動式以外のもの	741kg未満		23.0km/L以上	
		741kg以上 856kg未満		21.6km/L以上	
		856kg以上		20.8km/L以上	
	手 動 式	741kg未満		構造B	20.0km/L以上
		741kg以上 856kg未満			19.8km/L以上
		856kg以上 971kg未満			18.9km/L以上
		971kg以上			18.0km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満			18.0km/L以上
741kg以上 856kg未満			17.6km/L以上		

		856kg以上 971kg未満		16.9km/L以上
		971kg以上		16.2km/L以上
軽量貨物車	手 動 式	1,081kg未満		20.4km/L以上
		1,081kg以上		18.8km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		19.1km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		17.4km/L以上
		1,196kg以上		16.2km/L以上
中量貨物車	手 動 式	1,421kg未満	構造A又は構造B1	14.5km/L以上
			構造B2	14.3km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	14.1km/L以上
			構造B2	12.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	13.8km/L以上
			構造B2	12.6km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	13.6km/L以上
			構造B2	12.4km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	13.3km/L以上
			構造B2	12.0km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.3km/L以上
		1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	12.3km/L以上
			構造B2	11.2km/L以上
		2,101kg以上	構造A又は構造B1	11.7km/L以上
			構造B2	11.1km/L以上
	手動式以外のもの	1,421kg未満	構造A又は構造B1	13.1km/L以上
			構造B2	12.5km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.8km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	11.5km/L以上
			構造B2	10.9km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	11.3km/L以上
			構造B2	10.6km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	11.0km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	10.8km/L以上
			構造B2	9.5km/L以上
1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	10.3km/L以上		
	構造B2	9.0km/L以上		
2,101kg以上	構造A又は構造B1	9.4km/L以上		
	構造B2	8.8km/L以上		

表6 路線バス、一般バス（車両総重量3.5t超）に係る重量車モード燃費基準

区 分	燃費基準値	
	路線バス	一般バス
車両総重量が3.5t超 6t以下	6.97km/L以上	9.04km/L以上
車両総重量が 6t超 8t以下		6.52km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下	6.30km/L以上	6.37km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下	5.77km/L以上	5.70km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下	5.14km/L以上	5.21km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下	4.23km/L以上	4.06km/L以上
車両総重量が 16t超		3.57km/L以上

- 1 「路線バス」とは、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車であって、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車をいう。
- 2 「一般バス」とは、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車であって、路線バス以外の自動車をいう。

表7 トラック等（車両総重量3.5t超）に係る重量車モード燃費基準

区 分	最大積載量	燃費基準値
車両総重量が3.5t超7.5t以下	最大積載量が1.5t以下	10.83km/L以上
	最大積載量が1.5t超2t以下	10.35km/L以上
	最大積載量が2t超3t以下	9.51km/L以上
	最大積載量が3t超	8.12km/L以上
車両総重量が7.5t超8t以下		7.24km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下		6.52km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下		6.00km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下		5.69km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下		4.97km/L以上
車両総重量が 16t超20t以下		4.15km/L以上
車両総重量が 20t超		4.04km/L以上

表8 トラクタ（車両総重量3.5t超のけん引自動車）に係る重量車モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両総重量が20t以下のトラクタ	3.09km/L以上
車両総重量が20t超のトラクタ	2.01km/L以上

表9 LPガス乗用車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上
			構造B	13.3km/L以上
		703kg以上 828kg未	構造A	14.1km/L以上

		満	構造B	13.1km/L以上	
		828kg以上		12.1km/L以上	
	手動式以外のもの	703kg未満	構造A	14.8km/L以上	
			構造B	12.7km/L以上	
		703kg以上 828kg未満	構造A	12.9km/L以上	
		構造B	12.1km/L以上		
		828kg以上		11.7km/L以上	
軽量貨物車	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/L以上	
		1,016kg以上		12.3km/L以上	
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上	
		1,016kg以上		10.8km/L以上	
中量貨物車（車両総重量が2.5t以下のものに限る）	手 動 式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上	
			構造B	9.6km/L以上	
		1,266kg以上 1,516kg未満		8.4km/L以上	
			1,516kg以上		7.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上	
			構造B	8.8km/L以上	
		1,266kg以上		8.1km/L以上	

(2) 目標の立て方

当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。ただし、一般公用車及び一般公用車以外の自動車それぞれについて、目標を立てるものとする。